

「指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）事業」
雨竜寿園指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0177400140号)

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6
6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 雨竜ことぶき会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道雨竜郡雨竜町字満寿37番地 |
| (3) 電話番号 | 0125-78-3560 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 猪 股 浩 徳 |
| (5) 設立年月 | 昭和54年9月4日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
北海道指定 第0177400140号
※当事業所は特別養護老人ホーム雨竜寿園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 短期入所生活介護は、介護保険法に従い、ご契約者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただきサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 雨竜寿園指定短期入所生活介護事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 北海道雨竜郡雨竜町字満寿37番地 |
| (5) 電話番号 | 0125-78-3560 |
| (6) 管理者氏名 | 鈴木 亮一 |

- (7) 当事業所の運営方針 当施設は、介護保険法の基本理念と関係法令に基づいて運営し、ご契約者に対して医学、心理学等に基づき心身の状態に応じた適切な処遇により快適な生活を送っていただけるようにします。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～17時

(10) 利用定員 15名（併設施設の居室の空室の範囲で空床利用可能）

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は3人部屋か2人部屋か1人部屋ですが、併設されている特別養護老人ホームの居室に空室がある場合は4人部屋も利用できます。

居室の種類についてご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
3人部屋	2室	多床室
2人部屋	3室	多床室
1人部屋	3室	従来型個室
食堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴室	5室	一般浴槽（2室）・特殊浴槽（2室）・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている

施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やそのご家族と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（短期入所生活介護事業と介護予防生活介護事業を兼務）

職 種	配置数
1. 施設長（管理者）	1名（兼務）
2. 介護職員	29名以上（兼務）
3. 生活相談員	1名以上（兼務）
4. 看護職員	3名以上（兼務）
5. 機能訓練指導員	1名以上（兼務）
6. 医師	1名（嘱託）
7. 栄養士	1名以上（兼務）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	早朝： 7:00～16:00 日中： 8:30～19:00 夜間： 17:30～ 9:00
3. 看護職員	日中： 7:30～18:30
4. 機能訓練指導員	月～金曜日 8:30～17:30

☆土日とは上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

<サービスの概要>

①居室の提供

②食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:30～8:30 昼食：11:30～12:30 夕食：17:30～18:30

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費、食費をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、介護保険負担割合により異なります。)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	ご契約者の要介護度とサービス利用料金	¥4,510	¥5,610	¥6,030	¥6,720	¥7,450	¥8,150	¥8,840
2	うち介護保険から給付される金額	9割	¥4,059	¥5,049	¥5,427	¥6,048	¥6,705	¥7,335
		8割	¥3,608	¥4,488	¥4,824	¥5,376	¥5,960	¥6,520
		7割	¥3,157	¥3,927	¥4,221	¥4,704	¥5,215	¥5,705
3	サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割	¥451	¥561	¥603	¥672	¥745	¥815
		2割	¥902	¥1,122	¥1,206	¥1,344	¥1,490	¥1,630
		3割	¥1,353	¥1,683	¥1,809	¥2,016	¥2,235	¥2,445

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◎体制加算の負担額

上記の基本料金以外に介護保険に定められている体制の基準を満たしている場合には各種体制加算を請求させていただきます。

◎当施設の居住費・食費の負担額

所得、課税状況、預貯金等によって居住費、食費が軽減される場合があります。

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額とします。

R6/8～ 対 象 者			区分	居住費		食 費
世帯全員が市町村民税非課税者	収入	預貯金		多床室	個室	
	高齢福祉年金受給者 生活保護を受給している方		利用者負担 第1段階	¥0	¥380	¥300
	年金収入等80万円以下	【単身】650万円以下 【配偶者あり】 1650万円以下	利用者負担 第2段階	¥430	¥480	¥600
	年金収入等80万円超120万円以下の方。	【単身】550万円以下 【配偶者あり】 1550万円以下	利用者負担 第3段階①	¥430	¥880	¥1,000
	年金収入等120万円超の方	【単身】500万円以下 【配偶者あり】 1500万円以下	利用者負担 第3段階②	¥430	¥880	¥1,300
上記以外の方			利用者負担 第4段階	¥915	¥1,231	¥1,445

◎食費については下記の表に掲げる通りとし、提供した食事分のみを徴収します。但し1日の負担限度額を上限とします。

※利用予定日の3日前までに申し出がなく、利用の中止または変更をされた場合、契約者の体調不良等正当な理由がない場合は実費相当額を徴収いたします。

食 費	R3/8/1～
朝 食	¥410
昼 食	¥535
夕 食	¥500
計	¥1,445

(2) 当事業所が提供する(1)以外のサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事(酒を含みます)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②居室でのテレビ視聴

食堂や談話室などの共有スペースに設置されているテレビを視聴される場合は特に料金は頂いておりませんが、居室で個人用のテレビ視聴を希望される方には施設よりテレビの貸し出しをいたします。

貸出料金：80円(日額)

使用料金：50円(日額)

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．下記指定口座への振り込み

きたそらち農協	雨竜支所	普通預金	0248006
	口座名義	特別養護老人ホーム雨竜寿園	
		施設長	鈴木 亮一

イ．窓口での現金支払

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの3日前までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の3日前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金（自己負担相当額）をお支払いいただく場合があります。
但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

- ① 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情解決統括責任者

【業務執行理事】 千田 史朗

○苦情解決責任者

【管理者】 鈴木 亮一

○苦情受付担当者

【相談主査】 丸岡 彩子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

第三者委員 中野 義久 連絡先 〒 078-2641

雨竜郡雨竜町第10町内

TEL 0125-77-2074

岡田 靖史 連絡先 〒 079-0501

雨竜郡妹背牛町1区19町内

TEL 090-2053-9750

また、ご意見箱を施設内に設置しています。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて苦情解決統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整・助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 他の苦情解決機関の紹介

当法人で解決できない苦情、また申し出をしづらい苦情については、他の苦情解決機関を紹介いたします

(2) 行政機関その他苦情受付機関

雨竜町役場住民課	所在地 雨竜郡雨竜町字フシコウリュウ104番地 電話番号 0125-77-2212 FAX 0125-78-3122
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 FAX 011-231-5178
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-204-6310 FAX 011-204-6311

6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

雨竜寿園指定短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏名 _____ 印

契約者は、署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄 _____)

立 会 人 住 所 ☐同上 _____

氏 名 ☐同上 _____ 印 (契約者との続柄 _____)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

(2) 建物の延べ床面積 3,633.11 m²

(3) 事業所の周辺環境

雨竜町の追分地区の閑静な場所に位置し、緑豊かな田園風景が広がっています。国道 275 号線沿いにあり、中央バス、空知中央バスの停留所が目の前にあり、交通の便の良いところです。さらに、コンビニエンスストアも隣接しておりますので、買い物にも便利です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員... ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
29名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員... ご契約者の日常生活上の相談に応じ、生活支援を行い、施設サービス計画を作成します。
1名以上の生活相談員（兼務）を配置しています。

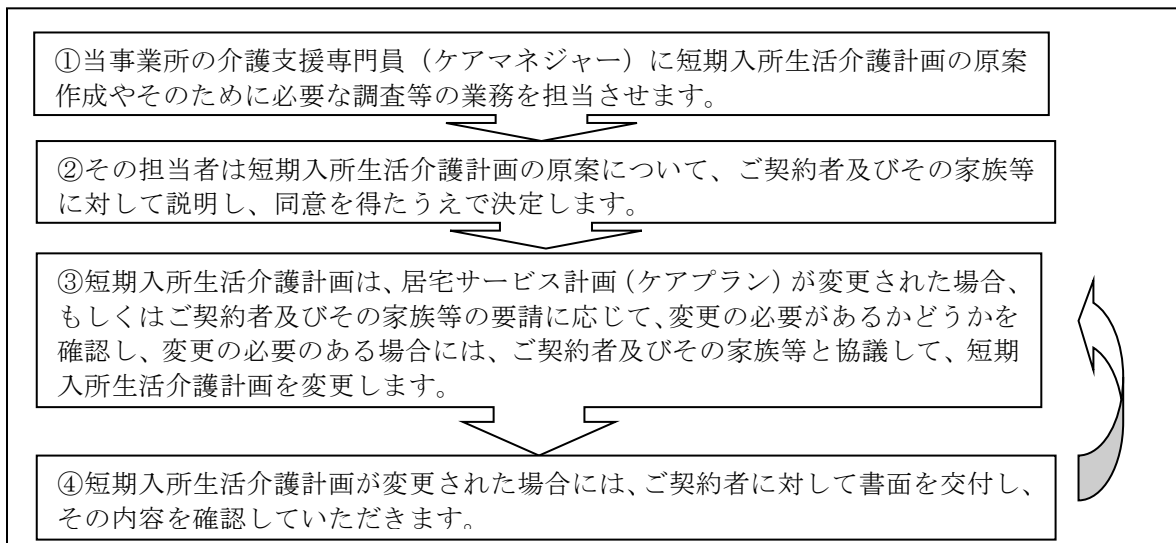
看護職員... 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員... ご契約者の機能訓練を担当します。
1名以上の機能訓練員を配置しています。

医師... ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（嘱託）を配置しています。

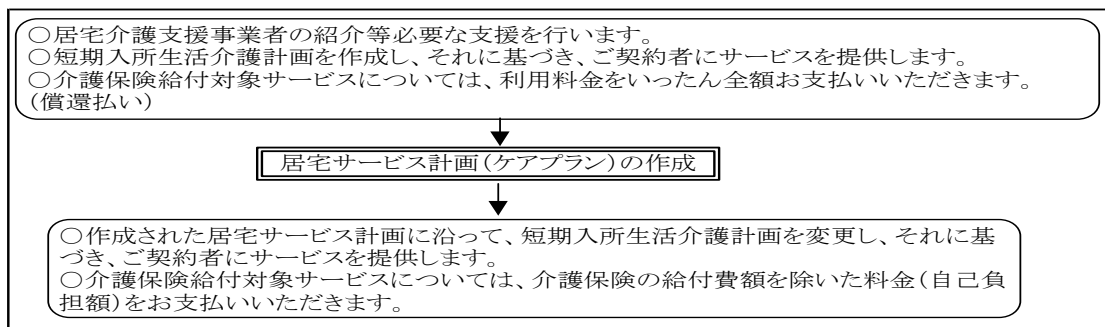
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

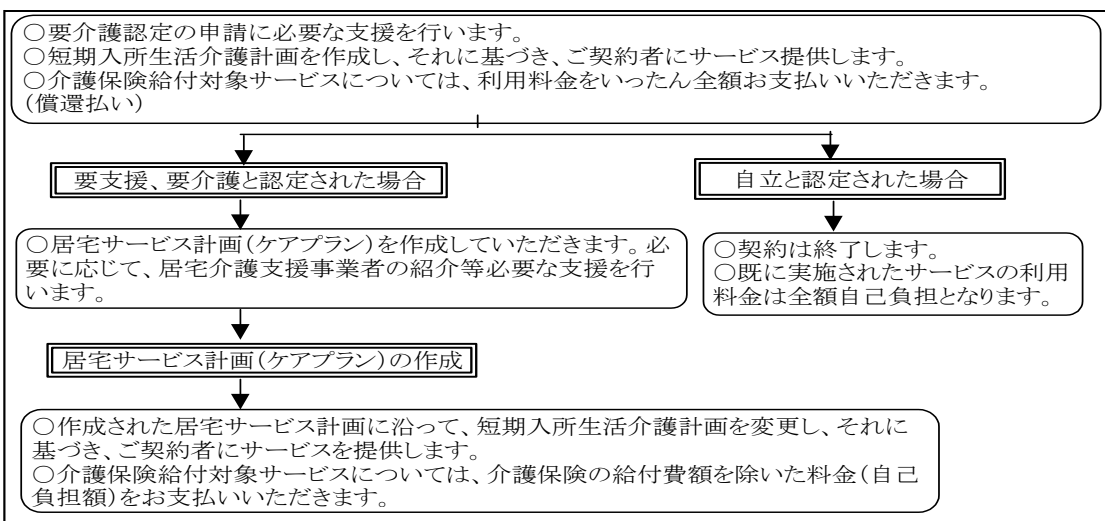


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、ご契約者もしくはそのご家族の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ①衣類
- ②日常生活用品

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（4）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	新雨竜第一病院
所在地	雨竜郡雨竜町第9町内
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	さいとう歯科
所在地	雨竜郡雨竜町第8町内

6. 事故発生時の対応（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において発生した事故については、当事業所の事故対応マニュアルに基づき迅速かつ適切に対処いたします。また事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 17 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。